

運行記録計導入促進助成事業実績報告書
(助成金交付請求書兼誓約書)

一般社団法人京都府トラック協会 殿

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____ (印)

運行記録計導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の交付について、下記の通り請求します。併せまして、導入機器が国交省の定める技術基準を満たす機器であること、また、機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない(行っていない)ことを、ここに誓約いたします。

記

1. 導入機器内訳

種 類	登録番号(車両)	メーカー	型 式
① / ②			
① / ②			
① / ②			

【機器の種類】※上記種類のいずれかに○印をお願いいたします。

①アナログ式運行記録計 1台につき1万円

②デジタル式運行記録計 1台につき購入価格(税抜き)の2分の1、上限5万円まで

2. 助成金額

請求金額	円
------	---

3. 振込口座

銀行名	銀行・信用金庫		
支店名	支店	預金	普通 当座
口座番号			
口座名義人			

4. 添付書類

①自動車検査証写し

②買い取り(一括、割賦)…装着装置の領収書(写)、割賦販売契約書(写)

リース…装着装置のリース契約書(写)

※添付書類に対象機器の明細の記載がない場合は、対象機器が導入された詳細が確認できる見積書や請求書等を添付してください。

運行記録計導入促進助成金交付要綱

平成27年4月1日
一般社団法人京都府トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車への運行記録計の導入を促進するため、一般社団法人京都府トラック協会（以下「京ト協」という。）が会員に対して行う助成金の交付に関して必要な事項を定める。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる運行記録計は、車両総重量7トン以上8トン未満又は最大積載量4トン以上5トン未満の車両に装着する運行記録計（車検対応型に限る。）とする。

2 本助成金は、平成27年度から平成29年度までの3年間に限って交付する。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、アナログ式運行記録計は1万円、デジタル式運行記録計は購入価格の2分の1以内で上限5万円までとする。

(実績報告及び助成金の申請)

第4条 助成金の交付を希望する会員は、運行記録計を装着し、支払が完了したときは、別記様式1「運行記録計導入助成実績報告書」（助成金交付申請書）を京ト協に提出しなければならない。

2 各年度の助成金交付申請期限は、毎年4月1日から翌年2月末日までとする。

3 前項の期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で打ち切ることがある。また、予算の執行状況により1社当たりの助成台数を制限することがある。

(助成金交付)

第5条 京ト協は、前条の「運行記録計導入助成実績報告書」（助成金交付申請書）の提出があったときは、その報告を審査し、条件に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。ただし、会費滞納者には助成しない。

(機器の処分制限)

第6条 会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、多用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。ただし、予め京ト協の承認を得た場合はこの限りでない。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、京ト協が別にこれを定める。

附 則

本要綱は平成27年4月1日から施行する。